銀行法施行令第十六条、第十六条の二第一項第一号及び第二項並びに第十六条の三第一項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令				
銀行法施行令第十七条第二号	法第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可				
銀行法施行令第十七条の二第一項第一号	第十三条の二ただし書	第十三条の二ただし書、第十六条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第八項ただし書、第十六条の三第二項ただし書	会社分割			
	会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）					
	又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）					
銀行法施行令第十七条の二の三第三項	銀行主要株主の主たる事務所等又は銀行主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行	農林中央金庫の主たる事務所等又は特定承継会社				
銀行法施行令第十七条の二の三第四項	銀行主要株主	農林中央金庫				
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）第二条	預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百一号）第十五条に規定する預金等	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条各号及び第九条各号に掲げる貯金等				
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令第四十五条第一項	合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併	再編強化法附則第三十条第一項の合併	信用金庫	農林中央金庫	合併転換法施行令第三十二条第一項第八号及び第九号	再編強化法附則第三十条第二項の規定により適用する農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第五条第一項第三号及び第四号

株式会社日本政策金融公庫法施行令第三十四条第一項第一号	内閣総理大臣	経過しない者	農林水産大臣及び内閣総理大臣			
資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十三条第二号	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この号及び第二十一条第二項において「再編強化法」という。）第二十一条の規定により附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による認可を取り消された場合において、その取消しに係る同日以前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員又は同項に規定する特定参与、会計参与、監査役、執行役、会計参与、監査役若しくは執行役に準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。）	農林水産大臣及び内閣総理大臣			
資金決済に関する法律施行令第二十一条第二号	内閣総理大臣	経過しない者（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第二十一条の規定により附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による認可を取り消された場合において、その取消しに係る同日以前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員又は同項に規定する特定参与、会計参与、監査役、執行役、会計参与、監査役若しくは執行役に準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。）	農林水産大臣及び内閣総理大臣			
産業競争力強化法施行令第十二条第一号	内閣総理大臣	経過しない者（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第二十一条の規定により附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による認可を取り消された場合において、その取消しに係る同日以前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員又は同項に規定する特定参与、会計参与、監査役、執行役、会計参与、監査役若しくは執行役に準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。）	農林水産大臣及び内閣総理大臣			

（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法の適用関係）

第十五条　法附則第三十三条第二項の規定により農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える農水産業協同組合貯金保険法の規定	
第二条第二項第一号	農林中央金庫
読み替えられる字句	読み替える字句
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第二十一条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）	農林中央金庫又は特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定承継会社（農林水産大臣及び内閣総理大臣が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十一条の規定により附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による認可を取り消された場合において、その取消しに係る同日以前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員又は同項に規定する特定参与、会計参与、監査役、執行役、会計参与、監査役若しくは執行役に準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。）